元い管第１３４号

令和２年３月２日

建設工事等の受注者　様

い の 町 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等

の一時中止措置等について

　このことについて、令和２年２月２６日に開催された国の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後２週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

つきましては、いの町が発注し、既に契約している建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）について、感染拡大防止に資するため、令和２年３月１５日までの期間において工事現場を閉所する場合等については、「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱うものとし、一時中止措置等を講じることとしますので、各工事担当課に申し出てください。

■問い合わせ先

　いの町役場管財契約課

　ＴＥＬ８９３－１１１４